

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月28日
【会社名】	株式会社守谷商会
【英訳名】	MORIYA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 隆三
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	長野県長野市南千歳町878番地
【縦覧に供する場所】	株式会社守谷商会 東京支店 (東京都渋谷区渋谷三丁目7番1号ヒラゼンビル) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年6月25日に提出しました第58期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示してあります。

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、平成24年3月31日現在において当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は平成24年3月期の工事原価の処理に関し、名古屋支店において一部不適切な会計処理が行われていた可能性があることが判明したため、平成25年3月28日に法務、会計の専門家を交えた内部調査委員会を設置し、不適切な会計処理の内容等につき徹底した調査を行ってまいりました。同委員会による調査の結果、平成24年3月期決算において名古屋支店の「介護老人保健施設シンセーロ会所新築工事」に係る工事未払金が総額で9,622万円（消費税等を除く）未計上になるとともに、同支店の他の工事の工事原価として付け替えが行われ、翌期の平成24年9月から同25年2月にかけて支払われていた事実が明らかになりました。

本件に対する当社の対応として平成24年3月期以降の決算を訂正し、平成24年3月期の有価証券報告書及び平成25年3月期の第1、第2、第3四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

本件については、取締役以下の役職員のコンプライアンスを踏まえた業務処理に対する自覚が不十分であったことに加え、全社的な内部統制の重要な一部として取締役の業務執行を相互監視、監督すべき取締役会の機能が不十分で統制環境に不備があったこと、工事原価の計上業務プロセスにおいて担当部署と管理・経理部門の相互牽制、モニタリング等が不十分であったこと等の統制手続の不備に起因するものと認識しております。以上のような財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼし、開示すべき重要な不備に該当すると判断し、当事業年度末日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識しており、財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正するため同委員会から提言を受けた以下の改善策に基づき、速やかに再発防止対策を策定のうえ着実に実行し、全役職員が一丸となって信頼回復に努める所存です。

(1) 工事管理上の改善策

工事状況月報により報告する出来高の内容精度の向上化

工事現場の状況変化に係る経緯、現状、理由等の記録・報告化

上位者の決裁の適時・適正化

(2) 不適切な会計処理を防止するための組織上の改善策

工事現場の抜き打ち調査・監査の導入

監理室の拡充

現場社員の弁護士等の法律専門家への随時相談体制の構築

現場社員の公認会計士等の経理専門家への随時相談体制の構築

部署に応じた研修会の実施

営業段階から工事(現業)部門も参加した社内協議体制の構築